

令和8年度 夏休みの子どもの居場所づくり事業 利用申込書

提出日 令和8年 月 日

提出先 熊取町長

申込者（保護者）氏名

裏面の令和8年度夏休みの子どもの居場所づくり事業の遵守事項を了承の上、下記のとおり申し込みます。
 また、当該事業の利用判定にあたり夏休み期間中に家庭保育ができない理由について保育担当課職員が確認・調査する場合があること及び下記に含まれる個人情報を見守りスタッフが把握することに同意します。また、利用に際して特別な介助や医療的ケアの必要がないことを確認しています。

■ 利用申込児童

ふりがな		学 校	小学校
氏 名		学年・組	年 組
		生年月日	年 月 日
住 所			

■ 保護者全員（父母、未成年後見人その他の者で、利用申込児童を現に監護する者）

ふりがな 氏 名	児童から 見た続柄	夏休み期間中に家庭保育できない 理由（裏面をご参照ください）	電話番号（緊急時の連絡先）
			メールアドレス
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

■ 祖父母の状況（利用申込児童の保護者になっていない祖父母について記入）

父親方	祖父	<input type="checkbox"/> 同住所 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ） → 同住所の場合のみ記入 令和8年7月21日時点年齢：満__歳 → 同住所かつ令和8年7月21日時点年齢が満60歳未満の場合のみ記入 保育できない理由： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	祖母	<input type="checkbox"/> 同住所 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ） → 同住所の場合のみ記入 令和8年7月21日時点年齢：満__歳 → 同住所かつ令和8年7月21日時点年齢が満60歳未満の場合のみ記入 保育できない理由： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）
母親方	祖父	<input type="checkbox"/> 同住所 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ） → 同住所の場合のみ記入 令和8年7月21日時点年齢：満__歳 → 同住所かつ令和8年7月21日時点年齢が満60歳未満の場合のみ記入 保育できない理由： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	祖母	<input type="checkbox"/> 同住所 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他（ ） → 同住所の場合のみ記入 令和8年7月21日時点年齢：満__歳 → 同住所かつ令和8年7月21日時点年齢が満60歳未満の場合のみ記入 保育できない理由： <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> その他（ ）

同住所かつ令和8年7月21日時点年齢が満60歳未満の祖父母がいる場合は祖父母の就労証明書や診断書などをご提出ください。

■ 特記事項（配慮してほしいことなどがありましたら記入してください）

ほとんどの身の回りのことは自分でできるが〇〇は声かけや見守りをしてほしい、友だちを作るのが苦手なので他の子と遊ぶきっかけを作ってあげてほしい など。健康面で配慮してほしいことがありましたら健康カードの方にご記入ください。

夏休み期間中に家庭保育できない理由について

本事業を利用するためには、保護者の全員が下記①～⑦のいずれかに該当する必要があります。また、それぞれの理由ごとに添付書類の提出が必要となります。

- ①**就労**：保護者が、平日の8:00から16:30までの時間帯を含めて、月64時間以上就労していること。就労証明書の提出が必要です。
- ②**妊娠・出産**：出産予定日の6週間前の日が令和8年8月24日以前または出産予定日の8週間後の日が令和8年7月21日以後であること。母子健康手帳の「分娩予定日」または「出生の年月日」と「子の保護者氏名」記入ページの写しの提出が必要です。
- ③**疾病・障がい**：保護者の疾病・障がいにより、平日の8:00から16:30までの時間帯に児童を保育できない時間帯があること。保護者の身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、介護認定通知書の写し又は診断書の提出が必要です。
- ④**介護・看護**：保護者が、平日の8:00から16:30までの時間帯を含めて、月64時間以上同居または長期入院等している親族を介護・看護する必要があること。申立書と、親族の身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、介護認定通知書の写し又は診断書の提出が必要です。
- ⑤**求職活動（起業準備を含む）**：保護者に明確な就労の意思があり、かつ就労の理由が妥当であり、頻繁に求職活動を行っている場合は、本事業の利用が必要と認めます。求職申立書の提出が必要です。
- ⑥**就学**：保護者が、平日の8:00から16:30までの時間帯を含めて、月64時間以上就学していること。申立書と、在学証明書又は学生証の写しの提出が必要です。
- ⑦**その他**：①～⑥の他、特に本事業の利用が必要となる事由がある場合は、客観的資料等に基づき本事業の利用の可否を判断します。なお、各事由についての優先順位は設けません。

遵 守 事 項

- 1 利用申込書及び健康カードに記載する情報は、正確かつ最新のものとするとともに、変更があった場合は速やかに見守りスタッフ又は熊取町健康福祉部保育課（以下「保育課」といいます）に連絡しなければなりません。
- 2 事業の利用にあたって、特別な介助や医療的ケアが必要と判断した場合は、利用を中断又は停止することがあります。また、その場合は参加費の返還はありません。
- 3 事業の利用にあたっては、遵守事項及び見守りスタッフの指示に従わなければなりません。遵守事項違反があった場合又は見守りスタッフの指示に従わない場合は、事業の利用を中断又は停止することがあります。また、その場合は、参加費の返還はありません。
- 4 事業利用児童の自宅と事業実施場所の間の移動にあたっては、原則として表面に記載の保護者または祖父母（以下「保護者等」といいます）が送迎を行わなければなりません。児童単独での来所・帰宅は認めません。
保護者等でない方が送迎を行う場合は、必ず事前に表面に記載の保護者または祖父母が見守りスタッフ又は保育課に代理人の氏名及び関係を連絡しなければなりません。保護者等からの連絡なく保護者等でない方が迎えに来られた場合は、児童を引き渡しません。
- 5 自動車で児童の送迎を行う場合は、学校敷地内に乗り入れてはいけません。熊取町役場駐車場や熊取ふれあいセンター駐車場などに駐車し、徒歩で事業実施場所まで移動してください。
- 6 施設の入室可能時刻は原則として午前8:00から午前9:00の間に限ります。
また、退室可能時刻は原則として午後4:30です。欠席、遅参又は早退する必要があるときは、必ず事前に保護者等が見守りスタッフ又は保育課に連絡しなければなりません。
- 7 発熱、咳、下痢などの体調不良がある場合や、体調不良がなくとも感染症の疑いがある場合は、事業利用を自粛しなければなりません。
- 8 持ち物には必ず記名してください。また、事業利用に不要な貴重品や、ゲーム機・タブレットなどの持ち込みはできません。
- 9 事業利用中にけがや事故が発生した場合や、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、見守りスタッフからの指示に従い、迅速な対応に協力しなければなりません。
- 10 児童同士のトラブルや、事業利用中に問題行動があった場合は、見守りスタッフと連携し、解決に向けて協力しなければなりません。解決に至らない場合は、事業の利用を中断又は停止することがあります。また、その場合は、参加費の返還はありません。

連絡先	電話番号	連絡可能日時
熊取町役場 保育課	072-452-6293	平日 月～金 9:00～17:00